

## 第2章

# 地球環境、大気環境、水環境、 土壌環境、地盤環境の保全

### 第1節 地球環境の保全のための施策

#### 1 オゾン層保護対策

オゾン層保護法に基づき、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「モントリオール議定書」という。）に定められたHCFC等のオゾン層破壊物質の生産規制等を着実に実施するとともに、その排出抑制、使用合理化の一層の促進に努めます。また、オゾン量、オゾン層破壊物質及び有害紫外線の観測・監視等を実施します。

開発途上国におけるオゾン層保護対策を支援するため、議定書に基づく多数国間基金を利用した研修員の

受入れや専門家の派遣を含む二国間協力事業を引き続き推進するなど、開発途上国への技術協力を行います。さらに、アジア地域のオゾン層保護担当官ネットワーク会合等を活用し、アジア地域におけるモントリオール議定書遵守対策の加速化、フロン類の回収・再利用・破壊に係る体制整備の促進を図ります。

改正フロン回収・破壊法施行の一層の徹底のため、引き続きフロン回収・破壊法の周知を行うとともに、都道府県による法執行強化等を推進します。

#### 2 酸性雨・黄砂に係る対策

##### (1) 酸性雨対策

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の活動に対し、資金の拠出や技術的な助言を行う等、引き続き積極的に支援します。また、EANETの今後の発展・拡大に向けて、EANETの活動の基盤強化に係る議論に積極的に参画・支援します。

国内においても、酸性雨による影響の早期把握、酸性雨原因物質や光化学オキシダント等大気汚染物質の長距離輸送の実態を長期的に把握し、それらによる被害を未然に防止する観点から、「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画」に基づき、酸性雨測定所等における大気モニタリング、湖沼等を対象とした陸水モニタリング、土壌・植生モニタリングを着実に実施します。

##### (2) 黄砂対策

日本、中国及び韓国の三カ国黄砂局長会合や共同研究等を通じて、国際的な黄砂モニタリングネットワークや早期警報システムの構築に向けた技術的な貢献を行う等、関係各国と密接に連携・協力しながら黄砂対策に取り組みます。

国内においては、黄砂や黄砂とともに輸送される大気汚染物質の我が国への飛来実態を把握するための調査を実施するとともに、黄砂観測装置（ライダー装置）によるモニタリング及び情報提供を行います。



### 3 海洋環境の保全

#### (1) 海洋汚染等の防止に関する国際的枠組みと取組

ロンドン条約1996年議定書の締結に伴い改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。）に基づき廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を引き続き行います。また、二酸化炭素の海底下への貯留に係る許可制度の適切な運用を図るべく、海洋に関する環境影響評価やモニタリング等の海洋環境の保全上適正な管理手法の高度化に関する開発を行います。

平成16年に採択されたバラスト水管理条約の早期発効に向けた環境整備を推進します。

平成18年9月から開始された任意によるIMO加盟国監査制度について、我が国は、同制度の早期定着に向け、監査員研修を実施する等し、国際的な協調・連携を進めていきます。

平成21年5月に採択されたシップリサイクル（船舶の解撤）に関する新条約について、今後とも、我が国主導の下で同条約に付随するガイドラインの策定作業を進め、条約の早期発効を目指していきます。

日本近海の開発利用状況等を踏まえ、関係省庁が連携して、海洋環境の総合的な調査の実施等の調査研究、東アジア地域の沿岸国間によって共有される海洋環境に関する情報交換の円滑化等の国際協力の推進等に努めます。

また、PEMSEAにおいては、「東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）」の実施に向けた取組を進めます。

油、危険物質及び有害物質による汚染事故に対応するため、OPRC条約及びOPRC-HNS議定書といった国際条約並びに国家的な緊急時計画に基づき、汚染事故に対する準備・対応体制の整備を進めるとともに、国際的な連携の強化、技術協力の推進等にも取り組みます。また、環境保全の観点から汚染事故に的確に対応するため、汚染事故により環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の更新のための情報収集等を行うとともに油等汚染事故への準備・対応に関する国際的な連携の強化、技術協力の推進等の国際協力に関する業務を推進します。NOWPAPの活動への積極的な参加や支援を通じて、NOWPAPの推進を図ります。

#### (2) 未然防止対策

海洋汚染の未然防止対策の一環として、日本に寄港する外国船舶に対して立入検査を行い、MARPOL73/78条約等の基準を満たしているか否か

を確認するポートステートコントロール（PSC）を引き続き的確に行います。船舶によって輸送される化学物質に関しては、海洋汚染防止法に基づき、海洋環境保全の見地からの有害性の確認がなされていない液体物質（未査定液体物質）の査定を行います。

また、「海洋環境保全推進月間」等において、海洋環境保全講習会等を通じ、海洋環境保全思想の普及啓発に努めるとともに、海事関係者等に対する指導を引き続き実施します。

船舶の不法投棄については、「廃船指導票」を貼付することにより、投棄者自らによる適正処分の促進を図ります。

#### (3) 排出油等防除体制の整備

環境保全の観点から油等汚染事件発生に的確に対応するため、OPRC-HNS議定書及び国家的な緊急時計画に基づき、関係地方公共団体、民間団体等に対する研修・訓練の実施、傷病鳥獣の適切な救護体制の整備、脆弱沿岸海域図の作成等を推進します。大規模石油災害時に油濁災害対策用資機材の貸出しを行っている石油連盟に対して、当該資機材整備等のための補助を引き続き行います。また、油防除・油回収資機材の整備を推進するとともに、油汚染防除指導者養成のための講習会を実施する民間団体に対して補助を行うとともに、流出油が海洋生態系に及ぼす長期的影響調査を実施します。

船舶の衝突事故等により排出された有害液体物質の防除等に係る国内体制を確立するために改正された海洋汚染防止法の施行を受け、油に加え有害液体物質等の排出事故等に的確に対応するため、巡視船艇・航空機の常時出動体制の確保、防除資機材の配備、関係機関等との連携強化など官民一体となった排出油等防除体制の充実に努めます。また、沿岸域における情報整備として「沿岸海域環境保全情報」の整備を引き続き行い、情報の充実を図ります。さらに、詳細な海潮流データを漂流予測情報に活用していくとともに、油等の海上浮遊物の防除活動に資するため、一週間程度の長期にわたる漂流予測情報の精度向上を図っていきます。

#### (4) 監視等の体制の整備

海洋環境保全に関しては、日本周辺海域の海洋環境の現状を把握するとともに、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、領海、排他的経済水域における生態系の保全を含めた海洋環境の状況の評価・監視のための総合的・系統的な海洋環境モニタリングを行います。また、日本周辺海域や閉鎖性の高い海域等において海水

及び海底堆積物中の油分、PCB、重金属等の海洋汚染調査を実施します。さらに、バックグラウンドレベルの放射能の調査の一環として、日本周辺海域の海水、海底土中に含まれる放射性核種の分析を行います。加えて、東京湾においては、人工衛星による赤潮等の常時監視を行います。日本周辺海域及び西太平洋海域において、海水中の重金属、油分等の海洋汚染物質の定期観測を引き続き実施します。

#### (5) 監視取締りの実施

海上環境事犯については、沿岸調査や情報収集の強化、巡視船艇・航空機の効率的活用等により日本周辺海域及び沿岸の監視取締りを強化していきます。また、引き続き潜在化している廃棄物・廃船の不法投棄事犯や船舶からの油不法排出事犯に重点を置き、悪質

な海上環境事犯の徹底的な取締りを実施します。

#### (6) 漂流・漂着ゴミ対策

漂流・漂着ゴミの問題については、被害が著しいモデル地域を対象とした詳細な調査を実施し、引き続き実態の把握及び対策の検討を進めます。また、平成19年3月に漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議が取りまとめた当面の施策のフォローアップを行い、国の取組について適切に推進します。

外国由来の漂流・漂着ゴミ問題へ対応を強化するため、NOWPAPの枠組みを通じて、発生源の究明のための相互の情報交換や政策対話等の協力を推進します。

## 4 森林環境の保全と持続可能な経営の推進

森林原則声明、アジェンダ21及び気候変動問題における森林の重要性などを踏まえ、世界の森林の保全と持続可能な経営の推進を目指し、①国連森林フォーラム（UNFF）における国際的な検討に積極的に参加し、「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を有さない文書（NLBI）」及び多年度作業計画（MYPOW）の着実な実施を目指すとともに、②アジア森林パートナーシップ（AFP）、森林法の施行及びガバナンス（FLEG）の関係会合等を通じた地域的取組の推進、③国際熱帯木材機関（ITTO）、国連食糧農業機関（FAO）等の国際機関を通じた協力の推進、④国際協

力機構（JICA）、世界銀行の「森林炭素パートナーシップファシリティ（FCPF）」等を通じた二国間・多国間の技術・資金協力の推進、⑤熱帯林の保全等に関する調査・研究の推進、⑥民間団体の活動の支援による国際協力の推進等に努めます。

特に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）に基づく、合法性が証明された木材・木材製品を調達の対象とする方針が、政府機関に限らず、民間調達においても普及されるよう、事業者、木材製品などの最終消費者及び一般国民に対して働きかけていきます。

## 5 砂漠化への対処

砂漠化対処条約（UNCCD）に関する国際的動向を踏まえつつ、アジア地域を中心として、同条約に基づく取組を推進します。具体的には、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化の評価と早期警戒の

研究や、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを進めます。また、二国間協力や、民間団体の活動支援等による国際協力の推進に努めます。

## 6 南極地域の環境の保護

南極地域の環境保護の促進を図るため、観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用し、南極地域の環境保護に関する普及啓発を行うなど、「環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）」及びその国内担保法である南極地域の環境の保護に関する法律の適正な施行を推進します。ま

た、平成17年6月の南極条約協議国会議で採択された環境上の緊急事態に対する責任について定めた議定書附属書について、引き続き対応を検討します。さらに、南極地域の環境の保護に向けた国際的な取り組みに貢献すべく、南極条約及び議定書に基づき、他国基地等の査察を実施します。





## 第2節 大気環境の保全対策

### 1 光化学オキシダント対策

「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」により、リアルタイムで収集したデータを活用し、光化学オキシダントによる被害の未然防止に努めます。

都道府県等からの要望に応じ、スモッグ気象情報の提供地域の拡大及び内容の拡充を図ります。

光化学オキシダントの原因物質である**揮発性有機化**

合物、窒素酸化物等については、固定発生源からの排出規制を引き続き実施していくとともに、自動車排出ガス規制については、中央環境審議会の累次の答申に沿ってその一層の強化を進めます。

また、調査研究やモニタリング、国内における削減対策及び日中韓三カ国環境大臣の合意に基づく研究協力など、国際的な取組等について推進していきます。

### 2 大都市圏等への負荷の集積による問題への対策

#### (1) 固定発生源対策

##### ア 窒素酸化物対策

排出量の低減の実績を踏まえ、東京都特別区等、横浜市等及び大阪市等の総量規制地域について、年間を通じた排出実態等規制の実施状況を把握し、総量規制の徹底を図ります。

また、群小発生源からの窒素酸化物の排出状況、環境影響等の把握を引き続き行うとともに、小規模燃焼機器の低NO<sub>x</sub>型優良品推奨基準を改定し、普及を推進します。

##### イ 浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質については、原因物質の排出実態の把握、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質による二次粒子の生成等の発生機構の解明に努めるとともに、これらを踏まえ、環境基準の達成に向けた総合的対策の確立を図ります。

#### (2) 移動発生源対策

##### ア 自動車排出ガス対策

###### (ア) 自動車単体対策と燃料対策

自動車単体の排出ガス対策については、中央環境審議会の第八次答申に示された「挑戦目標」について検討を進め、併せて国際的な基準の動向を考慮した重量車の排出ガス試験モードの見直しについて検討を行います。また、第九次答申を受けて、ディーゼル特殊自動車の規制強化を行うため、自動車排出ガスの量の許容限度及び試験方法の見直しについて引き続き検討を行います。ディーゼル自動車から排出される粒子状物

質（PM）については、その粒子数や組成等を測定し、大気中に排出された後の粒子の特性の実態について引き続き調査を行います。また、使用過程車のNO<sub>x</sub>及びPMの排出実態調査を行い、必要に応じ使用過程車の排出ガスの水準について検討します。

燃料品質については、バイオ燃料を使用した際の排出ガスへの影響について調査を行います。また、排出ガス基準に適合する特定特殊自動車への買換えが円滑に進むよう、政府系金融機関による低利融資を引き続き講じます。

##### (イ) 大都市地域における自動車排出ガス対策

大都市地域におけるNO<sub>2</sub>及びSPMに係る大気環境の改善に向け、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する**特別措置法**（以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」という。）に基づく車種規制、事業者による排出抑制のための措置、局地汚染対策及び流入車対策等の施策を円滑かつ着実に推進します。同法に基づく排出基準適合車への代替促進については、低公害車の普及促進と併せ、政府系金融機関による低利融資等を講じます。

##### (ウ) 低公害車の普及促進

地方公共団体や民間事業者等が電気自動車等の低公害車を導入する際の補助、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税・自動車取得税・自動車税の軽減措置及び政府系金融機関による低利融資等を通じて、低公害車の更なる普及促進を図ります。なお、昨今の低公害車の普及状況、技術開発の状況を踏まえ、「低公害車開発普及アクションプラン」の見直しを行います。

## (工) 交通流対策

交通流の分散・円滑化施策としては、沿道環境保全に配慮しつつ、環状道路等幹線道路網の整備、交差点及び踏切道の改良を推進します。ETCの普及を促進し、**道路交通情報通信システム (VICS)** の情報提供エリアの更なる拡大及び道路交通情報提供の内容・精度の改善・充実、信号機の高度化を行います。また、違法駐車取締り強化を始め、ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進するとともに**環境ロードプライシング**施策の試行的実施を進め、住宅地域の沿道環境の改善を図ります。

交通量の抑制・低減施策としては、都市・地域総合交通戦略及び**交通需要マネジメント**施策を推進します。公共交通機関の利用を促進するため、**公共車両優先システム (PTPS)** の整備、都市におけるバス交通の活性化や交通結節点の整備を推進します。物流の効率化を図るため、物流拠点の整備、高規格幹線道路周辺等への物流拠点の立地促進や共同輸配送の実施を進めます。

## イ 自動車以外の移動発生源対策

建設工事において、公共事業を中心に排出ガス対策型建設機械の使用を引き続き推進するとともに、更なる排出ガス低減を目指し、建設機械の排出ガス対策について引き続き検討を行います。

海洋汚染等防止法に基づき、船舶に搭載される原動機や焼却炉等の設備に関する検査等による規制の実効性確保に引き続き努めます。また、平成20年10月に**IMO (国際海事機関)** で採択された規制強化のための**MARPOL73/78条約**附属書改正を踏まえ、革新的な環境負荷低減技術の開発と規制強化に必要な国内体制の整備を進めます。

## 3 多様な有害物質による健康影響の防止

### (1) 有害大気汚染物質対策

地方公共団体との連携の下に**有害大気汚染物質**による大気の汚染の状況を把握するための調査を行うとともに、有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めます。

PRTRデータ等を活用し、排出抑制対策の進捗状況を確認するとともに、化学物質関連施策との整合性を図りつつ、有害大気汚染物質対策の必要な見直しに努めます。

さらに、港湾地域におけるCO<sub>2</sub>、SO<sub>x</sub>等の排出ガスを削減し、大気環境の改善を図るため、接岸中の船舶が必要とする電力を、船内発電から陸上施設による供給に切り替える船舶への陸上電力供給を推進します。

## ウ 普及啓発施策等

環境月間の6月に低公害車の普及啓発を目的とした「**エコカーワールド (低公害車フェア)**」を実施します。さらに、12月はNO<sub>2</sub>やSPMの濃度が特になくなることから、同月を「**大気汚染防止推進月間**」に指定し、マイカーの使用抑制等や適切な自動車の使用等呼び掛けます。また、地球温暖化防止国民運動「**チーム・マイナス6%**」において、6つのアクションや交通の方法に関する教則に盛り込まれている駐停車時のアイドリングストップ等のエコドライブの普及・推進を引き続き図るとともに、エコドライブ普及連絡会において設定した11月の「**エコドライブ推進月間**」を中心に、「**エコドライブ10のすすめ**」の普及啓発を引き続き実施します。

### (3) 微小粒子状物質対策

中央環境審議会大気環境部会において設置された「**微小粒子状物質環境基準専門委員会**」及び「**微小粒子状物質測定法専門委員会**」において、**PM2.5**に係る環境基準及び測定法について引き続き検討を実施します。さらに、PM2.5の大気環境モニタリングの試験運用を実施するとともに、各種発生源からのインベントリ整備及びシミュレーションによるPM2.5濃度の推定を実施します。

また、粒径がおおむね50nm以下の極微小粒子（環境ナノ粒子）についても、動物実験や性状把握等の調査を実施し、リスク評価を行います。

### (2) 石綿対策

石綿（アスベスト）による大気汚染を未然に防止する観点から、大防法に基づき、吹付け石綿等の解体等に伴う石綿の排出又は飛散の防止対策の徹底を図ります。

また、より信頼性の高い測定結果を得るために、環境モニタリング手法について検討を行います。



## 4 地域の生活環境に係る問題への対策

### (1) 騒音・振動対策

#### ア 騒音に係る監視体制の強化等

地方公共団体と連携しながら、騒音に係る監視体制を充実させます。また、騒音及び振動に関するより適切な評価や規制の在り方について検討を行います。

#### イ 工場・事業場及び建設作業騒音・振動対策

EUなど諸外国において実施されている騒音ラベリング制度に関する調査を実施するとともに、低騒音型機器の普及による低騒音社会を目指し、機械・機器に騒音レベル等を表示するラベリング制度の導入について検討していきます。さらに、振動については、最新の知見を踏まえ、平成20年度に作成した振動の測定及び評価に関する手引きを用いて人が生活の場で曝露されている振動の状況を把握していきます。

#### ウ 自動車交通騒音・振動対策

自動車単体からの騒音の低減対策について、平成20年12月18日になされた中央環境審議会の中間答申を受けて、現行の騒音試験方法に規定された試験条件以外の条件で発生するおそれのある騒音を含め、自動車の走行実態及び騒音の実態、並びにタイヤ単体から発生する騒音の実態を調査し、その結果及び国際的な基準の動向を踏まえ、自動車騒音の大きさの許容限度及び試験方法の見直しについて検討を行います。

道路交通騒音の深刻な地域について、地域レベルにおける各施策実施主体が一致協力して、道路構造対策、交通流対策、沿道環境対策等を実施します。騒音低減効果のある低騒音舗装の敷設の推進を図るとともに、沿道利用、景観等総合的な観点から地域の意向を踏まえつつ、環境施設帯の整備や遮音壁の設置等の対策を行います。

環状道路等幹線道路網の整備等による交通流の分散・円滑化を進めるとともに、公共交通機関の利用促進や総合物流施策大綱（2005－2009）に基づく物流の効率化等を図ります。

最高速度規制、大型車中央寄り車線規制、夜間通行止め規制等の交通規制や、不正改造車両の取締り等を推進します。

幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）に基づき指定された沿道整備道路について、道路管理者と都道府県公安委員会が協力して、道路交通騒音の減少のために必要な対策を講じます。また、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用が促進されるよう必要な施策

の推進に努めます。

また、環境基準の達成に向け、総合的かつ計画的な対策推進を図るための検討を引き続き行います。

#### エ 航空機騒音対策

低騒音型機の導入、騒音軽減運航方式の実施等を促進します。また、住宅防音工事、移転補償事業、緩衝緑地帯の整備等の空港周辺環境対策事業を推進します。

近年全国で立地の動きが見られるヘリポート、コミューター空港等については、「小規模飛行場環境保全暫定指針」に基づき、騒音問題の発生の未然防止に努めます。

自衛隊等の使用する飛行場周辺の航空機騒音に係る環境基準の早期達成に向けて、消音装置の設置・使用、飛行方法への配慮等の音源対策、運航対策に努めるとともに、**防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律**等に基づき、周辺対策を推進します。

また、防衛省において開発中の次期固定翼哨戒機（XP-1）についても、低騒音化に積極的に取り組んでいます。XP-1は、**国際民間航空機関（ICAO）**が規定する騒音に関する最新の基準を十分満たす見込みであり、現在実施中の性能評価において確認していきます。

#### オ 鉄道騒音・振動対策

新幹線鉄道の騒音・振動については、発生源対策及び低減技術開発等を計画的に実施し、環境基準等の達成に向けて対策を推進するため、75デシベル以下とすることが必要な区間について、住宅の立地条件、鉄道事業者の取組状況等を勘案しつつ、引き続き音源対策が計画的に推進されるよう関係機関に要請していきます。また、新幹線鉄道騒音防止の観点から沿線土地利用の適正化を図ります。

在来鉄道の騒音・振動問題については、関係機関と連携し適切に対処します。新線又は大規模改良の計画に際しては、「在来鉄道の施設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づき騒音問題の発生を未然に防止するための対策を実施するよう鉄道事業者に要請していきます。

#### カ その他

空港周辺の大気汚染防止対策として、日本も参加しているICAO航空環境保全委員会（CAEP）での議論を踏まえ、国際的な基準の国内への適用を検討します。



## (2) 悪臭対策

**悪臭防止法**の事務を担当する地方公共団体職員を対象に、臭気指数規制の周知を図るための講習会、嗅覚測定法の信頼性の確保を目的とした嗅覚測定法技術研修等を引き続き実施します。臭気指数規制の円滑な導入、運用に必要な取組も併せて実施します。

また、国際的な嗅覚測定法の標準規格化の流れに対応するため、各国における標準規格間の比較検討調査や精度管理に関する調査を行います。また「クリーンアジア・イニシアティブ」に基づく施策として、アジア太平洋地域を中心に、我が国の嗅覚測定法である三点比較式臭袋法の周知・普及を進めます。

## (3) ヒートアイランド対策

**ヒートアイランド対策大綱**に基づき、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善の4つを柱とするヒートアイランド対策の推進を引き続き図ります。

具体的には、ヒートアイランド現象に関する調査・

観測や、熱中症の予防情報の提供、環境技術を活用したヒートアイランド対策の検証を引き続き実施します。特にWBGT（暑さ指数：湿球黒球温度）のモニタリングを強化するとともに、未利用水の活用によるクールシティ実現に向けての調査・検討を行います。さらに、ヒートアイランド現象の顕著な街区において、CO<sub>2</sub>削減効果を兼ね備えた施設緑化や保水性建材、高反射性塗装、地中熱ヒートポンプ等複数のヒートアイランド対策技術を組み合わせ一体的に実施する事業に対する補助を引き続き行います。これにより、都市部にクールスポットを創出し、ヒートアイランド現象の緩和等を図ります。

## (4) 光害（ひかりがい）対策等

**光害対策ガイドライン**、地域照明環境計画策定マニュアル及び光害防止制度に係るガイドブック等を活用して、地方公共団体における良好な照明環境の実現を図る取組を支援します。また、「全国星空継続観察」（スターウォッチング・ネットワーク）を引き続き実施します。

# 5 大気環境の監視・観測体制の整備

国設大気環境測定所、国設自動車交通環境測定所及び国設酸性雨測定所を引き続き運営していきます。また、「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」により全国の大気汚染常時監視データをリアルタイムで収集し、監視体制の充実を図ります。環境放射線等モニタリング調査については、離島等（平成21年度からは全国10か所）において引き続き大気中の放射線等のモニタリングを実施します。

また、**有害大気汚染物質**について、測定方法の開発・改良に係る検討を体系的かつ計画的に進めます。

さらに、**揮発性有機化合物**に関して、現在の状況と今後の排出抑制効果を把握するため、全国において環境濃度の継続的なモニタリングを行います。

自動車騒音の常時監視を適切かつ円滑に行い、全国の自動車交通騒音状況を把握し、広く情報提供します。

## 第3節 水環境の保全対策

### 1 水利用の各段階における負荷の低減

#### (1) 汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減

工場・事業場については適切な排水規制を行います。排水規制の対象となっていない業種について規制の必要性の検討を進めるとともに、未規制項目について水生生物保全の観点等も含めた調査・検討を行います。また、平成19年6月に見直しを行ったほう素・ふっ素・酸性窒素類の暫定排水基準についても、依然として技術的課題を抱えるめっき業、旅館業、畜産農業界等については、一律排水基準を達成できるよう、各業界による自主的取組の指導及び必要な技術的支援

を引き続き積極的に行います。

生活排水による水質の汚濁の防止を図るため、污水处理施設の整備を進めるに当たって、近年の人口減少傾向も踏まえた経済性や水質保全上の重要性などの地域特性を十分に反映するよう、污水处理に係る総合的な整備計画である「都道府県構想」の見直しを推進し、浄化槽、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントなど各種生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備を図ります。

浄化槽については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、浄化槽の省エネルギー化・高度処理



化などを積極的に推進する自治体に対して、国の助成率を引き上げるなど、浄化槽整備に対する支援の一層の充実を図ります。特に水環境へ与える負荷の大きい単独処理浄化槽については、設置状況や使用状況等を把握し、年1回の検査が義務づけられている水質に関する検査の周知・徹底を図ります。また、合併処理浄化槽への転換の推進や水質に問題があった場合の浄化槽の早期改善を図ります。

下水道整備については、全人口の約7割の汚水処理を担っている一方で、未だに地方都市の郊外部あるいは中小市町村では多くの未普及地域を抱えており、そのうち市街化区域等が約6割を占めています。そのため、未普及地域のうち、人口の集中している地域や水道水源水域等水質保全上重要な地域において重点的に整備を推進するとともに、地域の実状に応じた低コストの整備手法の導入により、機動的な整備を行います。また、流域全体で効率的に高度処理を推進する高度処理共同負担事業の活用等により、引き続き下水道における高度処理を推進します。さらに、下水道整備の進展に伴う施設ストックの増大により老朽化等に起因した道路陥没も増加傾向にあることや、全国各地で発生する大規模地震により下水道施設が甚大な被害を受け、公衆衛生問題等を引き起こす一方で、施設の耐震化は十分進んでいないことを踏まえ、ライフサイクルコストの観点から耐震化及び長寿命化を考慮した計画的な改築による防災対策に加えて、被災を想定して被害の最小化を図る減災を組み合わせることにより、事故発生や機能停止による水環境への影響を未然に防止します。

**非特定汚染源**による水質汚濁の実態を把握し、その汚濁負荷の削減対策手法に関する調査を実施します。また、「**合流式下水道緊急改善事業**」等を活用し、合流式下水道の改善を推進します。湖沼へ流入する窒素・リンの比率変動による水生生態系への悪影響や利水障害の未然防止のため、窒素・リンの管理手法の確立に向けた調査を行うとともに、湖沼における水質改善のため、汚濁機構解明のための調査・検討を行います。また、雨天時に宅地や道路等の市街地から公共用水域に流入する汚濁負荷を削減するために、新世代下水道支援事業制度水環境創造事業を引き続き推進します。さらに、農業用排水路等の水質浄化を図るため、浄化型水路の整備など、水質保全対策事業を引き続き推進します。

## 2 閉鎖性水域における水環境の保全

閉鎖性水域における水環境の保全を図るため、**水質汚濁防止法**等に基づく排水規制、下水道や浄化槽、農業集落排水施設等生活排水処理施設の整備や住民参加等による生活排水対策、河川及び農業用排水路等に

### (2) 負荷低減及び浄化手法の開発、普及等

下水道や浄化槽、農業集落排水施設等の高度処理技術の一層の開発・普及を推進します。下水道については、合流式下水道改善、高度処理に関する技術の普及を推進します。浄化槽については、有機汚濁物質を高度に除去する処理方式として、膜分離型浄化槽の普及を推進します。さらに、閉鎖性水域の**富栄養化防止策**として窒素・リン除去型浄化槽の普及を一層推進します。また、農業集落排水事業について、遠方監視システムの活用による高度処理の普及促進を支援します。

### (3) 水環境の安全性の確保

有害物質に係る排水規制、地下浸透規制等を適切に実施するとともに、適正な廃棄物処理の推進を図ります。また、水生生物の保全の観点から設定された環境基準の達成及びその維持に必要な環境管理施策についても、引き続き検討を進めます。

水環境中へ排出される有害物質の種類は今後ますます増えていくことが予想されることから、それらの影響を未然かつ迅速に防止するため、水環境中に含まれる多様な化学物質の総合的な毒性を評価する手法について調査を行います。

農薬については**農薬取締法**に基づき、水質汚濁に係る**農薬登録保留基準**と水産動植物の被害防止に係る**農薬登録保留基準**について引き続き個別農薬ごとの基準値を設定していきます。

地下水に関しては、水質汚濁防止法に規定されている浄化措置命令制度等に基づき、地下水浄化対策の着実な推進を図ります。硝酸性窒素による地下水汚染については、総合的な対策手法について引き続き検討します。また、有害物質に汚染された海域等の底質については、除去等の対策を適切に実施します。

内分泌かく乱化学物質による水産生物への影響評価を可能とする手法の開発及び魚介類への影響実態把握調査等を実施します。また、水産生物中における有害化学物質等の蓄積状況のモニタリング手法の開発等を行います。加えて、新規貝毒による二枚貝等の毒化状況の実態調査などを行います。さらに、内湾域における発電所の取放水を活用した、**貧酸素水塊**等による漁業被害の軽減について検討等を行います。

における浄化対策や流量の確保等の各種の施策を総合的に実施します。また、富栄養化対策として、富栄養化しやすい湖沼及び閉鎖性海域を対象とした窒素・リンの排水規制を行うとともに、富栄養化等の状況の把握



及び窒素・磷の発生源対策に関する調査を行います。さらに、閉鎖性水域等における既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、先駆的な取り組みを行う自治体について、国の助成率を引き上げるなど、支援のより一層の充実を図ります。また、閉鎖性水域における窒素及びりんを削減を図るため、引き続き閉鎖性水域に係る流域別下水道整備総合計画の見直しを推進します。

湖沼については、湖沼水質保全特別措置法に基づく「湖沼水質保全計画」の策定されている琵琶湖や霞ヶ浦等11湖沼について、同計画に基づき、各種規制措置のほか、下水道及び浄化槽の整備その他の事業を総合的・計画的に推進します。このほか、水質悪化が著しい湖沼においては、底泥からの栄養塩類の溶出等を抑制するため、底泥しゅんせつを実施するとともに、湖沼に流入する汚濁負荷の削減を図るため、流入河川における直接浄化施設、農業用排水路等における浄化施設の整備を実施します。また、湖沼の自然環境と地域のつながりを再生し、湖沼における水位操作や水辺エコトーンの再生により水質改善を図る新たな取組を実施します。

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、平成19年6月に関係都府県により策定された水質総量削減計画に基づき、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんを対象とした水質総量削減対策を引き続き実施するとともに、次期総量削減に向けた検討を行います。また、今後の閉鎖性海域が目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定します。瀬戸内海について

は、瀬戸内海環境保全特別措置法及び「瀬戸内海環境保全基本計画」等に基づき、水質や、自然景観の保全等の諸施策を引き続き推進します。有明海及び八代海については、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき、また、平成18年12月の有明海・八代海総合調査評価委員会報告の提言を踏まえつつ、貧酸素水塊発生対策、底質改善、汚濁負荷の削減その他の当該海域の環境の保全及び改善のための施策、水産資源の回復等による漁業の振興のための施策等を引き続き推進します。また、多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊穡の里海の創生を推進します。

港湾及びその周辺海域においては、環境モニタリング等による汚染原因解明のための調査、赤潮・貧酸素水塊対策、汚泥しゅんせつ、覆砂、干潟・藻場の創出、環境整備船による漂流ごみ・油の回収など総合的な水質改善に取り組みます。

都市再生プロジェクト（第3次決定）「海の再生」の実現に向けて、東京湾、大阪湾及び伊勢湾においてそれぞれの再生行動計画に基づき、関係機関との連携のもと、陸域からの汚濁負荷の削減、海域における環境改善、環境モニタリング等の各種施策を推進していきます。さらに、広島湾においても「全国海の再生プロジェクト」として、三大湾と同様に行動計画に基づき、各種施策を推進していきます。

また、三重県英虞湾（あごわん）では、水産基盤整備事業によりしゅんせつを行い、漁場環境の改善を図ります。

### 3 環境保全上健全な水循環の確保

#### (1) 水環境に親しむ基盤作り

住民が水辺環境に関心を持ち、生活の中で水と人との関係を考えていくことができる基盤づくりや、自発的に環境保全活動に参加できる環境づくりの施策を展開します。特に、住民が水辺環境に関心を持ち、生活の中で水と人との関係を考えていくことができる基盤づくりや、自発的に環境保全活動に参加できる環境づくりの施策を展開します。特に、多くの人が訪れ、地域のシンボル及び憩いの場である都市域の水環境の再生や身近な水辺空間の再生・創造により、住民による自発的な水環境保全活動を支援します。

また、地域住民の参加を得て、全国の河川において水生生物による簡易水質調査を推進するとともに、市民団体と協働して、身近な水環境の一斉調査を実施します。

さらに、河川水質を、①人と河川の豊かなふれあいの確保、②豊かな生態系の確保、③利用しやすい水質

の確保、④下流域や滞留水域に影響の少ない水質の確保、の4つの視点で総合的に分かりやすく評価する新しい指標に基づき、全国で一般市民の参加を得て、調査を実施します。

新世代下水道支援事業制度水環境創造事業により、雨水渠等の下水道施設や下水処理水を活用したせせらぎ水路などの水辺空間の再生・創出を推進します。

#### (2) 環境保全上健全な水循環の確保

水質汚濁に係る環境基準の項目、基準値、水域類型の指定及び見直しに関し、必要な調査検討を行います。さらに、水環境保全施策を有効適切なものとして機能していくよう、最新の知見を踏まえ、水環境の目標や効果的な監視手法等について検討を行います。環境基準の達成・維持に向け、地下水の水質保全対策を推進します。また、流域別下水道整備総合計画等水質保全に資する計画を策定し、効率的な汚濁負荷削減施



策を推進します。

水質面のみならず、水量、水生生物、水辺地を含めた総合的な取組を進めるため、引き続き水循環に関する調査、連携の在り方や施策の推進方策等についての検討を行います。特に水環境の悪化している河川や湖沼において、市町村や地域住民等の取組と一体となって清流回復を図る河川事業、下水道や浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設整備事業、農業用排水路等の水質を浄化する水質保全対策事業を重点的に実施します。水循環の調査では、モデル流域において、水循環の悪化による問題発生の実態の調査を行い、必要なデータ・知見の整備を進めつつ、環境保全上健全な水循環計画の策定など流域単位の取組を推進・支援します。また、地域の湧水を保全・復活させるための活動を推進するため、湧水保全ガイドライン(仮称)の策定にむけた検討を行います。

「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」では、健全な水循環系の構築に向けた施策の推進のため、引き続き情報や意見の交換及び施策相互の連携や協力の推進を図ります。また、地域の地下水管理や保

全計画の支援のための「地下水管理手法」の検討や新たな社会的ニーズに対応した「環境用水の確保方策」の検討なども引き続き行います。

河川、湖沼における自然浄化能力の維持・回復のための、水質、水生生物等の生息環境、水辺地植生等の保全、水量の確保、都市域における水循環再生構想の策定を行います。下水処理水等の効果的な利用や雨水浸透ますの設置等により適正な地下浸透を進めるとともに、森林の適切な管理・保全や、自然海岸、干潟、藻場、浅海域の適正な保全や人工干潟・海浜の整備の推進等を通じ、環境保全上健全な水循環機能の維持・回復を推進します。

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画に基づき、特定非営利活動法人(以下「NPO」という。)等の活動団体で構成する「琵琶湖・淀川流域圏連携交流会」と関係行政機関で構成する「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」とが連携し、琵琶湖・淀川の生態系の保全・再生や健全な水循環系再生等、流域全体での一体的な取組を引き続き推進します。

## 4 環境基準の設定及び水環境の効率的・効果的な監視等の推進

水質汚濁に係る環境基準のうち、健康項目については、基準項目以外の項目の水環境中での存在状況調査や有害性情報等の知見の集積を引き続き実施します。

生活環境項目については、国が類型指定する水域に対する類型指定及び見直しに向けた検討を推進するとともに、従来からのBOD、COD等の基準に対し、今

後の在り方に関して基礎的な調査を推進します。

全国の一級河川の主要な地点について水質監視を行います。また、公共用水域の水質及び地下水質の適正な監視が行われるよう、地方公共団体に対し技術的な助言等を行います。

## 第4節 土壌環境の保全対策

### 1 未然防止対策

土壌への有害物質の排出を規制するため、**水質汚濁防止法**に基づく工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止措置、**大気汚染防止法**に基づく工場・事業場からのばい煙の排出規制措置、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**に基づく廃棄物の適正処理確保のための規制措置等を引き続き実施します。

金属鉱業等においては、鉱山保安法に基づく鉱害防止のための措置を引き続き講じていきます。

地下に埋設される危険物施設については、ガソリン等の地下タンクの腐食劣化状況を地上から診断する手法について調査検討を行います。

### 2 市街地等の土壌汚染対策

「**土壌汚染対策法**の一部を改正する法律」が平成21年4月に公布されました。改正法には、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査を活

用した自主申請・区域の分類化と必要な対策の明確化、汚染土壌の適正な処理の義務付けなどを盛り込んでいます。今後、改正法を適切かつ円滑に施行するた

めの政省令等の内容を検討します。

また、前年度に引き続き、土壤汚染調査・対策の信頼性確保のための調査、低コスト・低負荷型の調査・対策技術の普及を促進するための調査、土壤汚染に係るリスクコミュニケーションを推進するための調査等を行います。さらに、土壤汚染対策基金等を通じて土壤汚染対策を行う者への財政的な支援を進めます。

### 3 農用地の土壤汚染対策

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づき、特定有害物質及びその他の物質に関する知見の充実に努めるとともに、カドミウムのリスク管理に係る国内外の情勢変化を踏まえ、農用地土壤汚染対策地域の指定が的確に行われるよう、指定要件等について検討します。また、公害防除特別土地改良事業等による客土

なお、ダイオキシン類による土壤汚染については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）に基づき都道府県等が実施する土壤の汚染の除去等の対策に対する助成、汚染土壤の浄化技術を確立するための調査等を引き続き行います。

等の土壤汚染の除去の取組を進めます。さらに、農用地土壤浄化技術や農作物のカドミウム吸収抑制技術の研究開発と、その現地適用性の評価を引き続き推進するとともに、カドミウム吸収抑制対策技術普及促進事業により、カドミウム吸収量が大きい植物を用いた土壤浄化技術の実証・普及を推進します。

## 第5節 地盤環境の保全対策

工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく地下水採取規制の適切な運用を図るとともに、工業用水法に基づく規制地域等における工業用水道整備事業等による代替水源の確保及び供給について、国庫補助を行います。特に、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において策定された「地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、引き続き地域の実情に応じた総合的な対策を推進します。

また、地盤が沈下している地域における被害の復旧や防災のため、河川改修、内水排除施設整備、海岸保全施設整備及び土地改良等の事業を国庫補助事業等として実施します。

さらに、雨水浸透ますの設置等の事業を国庫補助事業として実施します。

環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組として、地下水の総合的な保全対策の検討及び地下水の総合的管理方策についての検討を行います。



